

官公庁 4.0 研究会 第 3 回研究会 開催報告

1 開催概要

日時： 2024/10/19（土） 14:00～15:30

場所： オンライン（Zoom）

テーマ：会計検査院報告「マイナンバー制度における地方公共団体による
情報照会の実施状況について」

講演者：検査を担当した会計検査院職員 3 名様

参加費：情報システム学会の会員、非会員ともに無料

2 参加者

（1）事前申込 55 人

（2）参加者 39 人（事前申込のない参加者を含みます。）

（3）事前申込に対する参加率 71%

3 講演概要

会計検査院は、2024 年（令和 6 年）5 月 15 日に、「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」を国会及び内閣に報告するとともに、この報告を一般公開しました。

この報告によると「情報連携の対象となる社会保障、税及び災害対策の各分野の行政事務について、マイナンバー情報照会の実施により、国民の利便性の向上や行政運営の効率化を図る」こととなっていました。（図 1 参照）

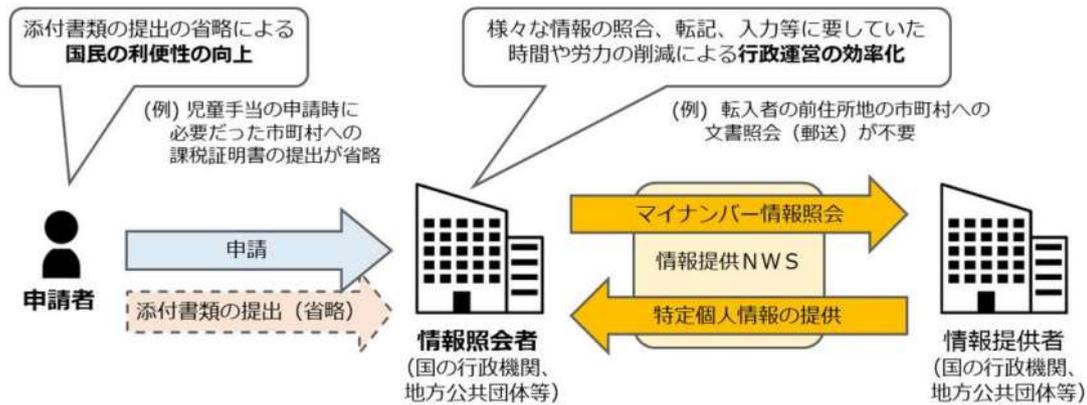


図1 マイナンバー情報照会の実施による国民の利便性向上と行政運営の効率化

会計検査院ではマイナンバー情報照会を地方公共団体の半数以上が利用していた事務手続きと半数未満しか利用していなかった事務手続きに分けて分析しました。

半数以上の地方公共団体が利用している事務手続きについても、事務の発生件数に対するマイナンバー情報照会の照会件数の割合（マイナンバー情報照会実施率）が低調（50%未満）となっている地方公共団体がありました。そして、その主な理由は業務フローの見直しやマニュアル作成が未了、添付書類を出してもらった方が効率的、業務システムからマイナンバー情報照会ができないことでした。

半数未満の地方公共団体しか利用していなかった事務手続きについて、事務の発生件数に対するマイナンバー情報照会の照会件数の割合（マイナンバー情報照会実施率）が低調（50%未満）となっている地方公共団体が未実施である主な理由は、添付書類を出してもらった方が効率的、業務フローの見直しやマニュアル作成が未了、事務の発生件数が少ないというものでした。ただし、国民健康保険の被保険者の資格取得又は資格喪失に係る届出の確認に関する事務手続については、マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた市町村の9割以上が、「最新の情報が得られない」ことを未実施の理由として選択していました。

そして、手続きの所管府省庁は、各地方公共団体の照会件数の状況を確認するなどしておらず、当該手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況の把握が不十分でした。また、デジタル庁は、照会件数の状況を把握していたものの、所管府省庁に提供していませんでした。

会計検査院は所見として、次のことを挙げています。

- ・ デジタル庁は、地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実施状況を事務手続の所管府省庁において把握できるようにするとともに、マイナンバー情報照会を十分に活用させるよう主導していくこと
- ・ 事務手続の所管府省庁は、デジタル庁と連携して、地方公共団体の半数以上でマイナンバー情報照会が利用されている事務手続の実施状況を把握し、地方公共団体における問題の解決に資する適切な助言を行うこと
- ・ 事務手続の所管府省庁は、デジタル庁と連携して、地方公共団体の過半数でマイナンバー情報照会が利用されていない事務手続についても、特に国民の利便性の向上や行政運営の効率化等に資する事務手続を優先して、実施状況を把握し、地方公共団体における問題の解決に資する適切な助言を行うとともに、地方公共団体の取組だけでは解消が困難な問題の解決に向けて方策を検討し、適切に対応していくこと

4 質疑応答

8人の方からご質問やご意見をいただき、活発な質疑応答ができました。

5 参加者アンケートの実施

今後の本研究会開催を改善するため、無記名の参加者アンケートを実施しました。

参加者 39人中、25人の方から回答をいただきました（回答率 64%）。

【開催案内】

https://www.issj.net/kenkyuu/2024_gov4/2024_gov4_241019annai.pdf